

第1章 営業活動の基本方針

本資料は、株式会社AI商事における営業活動の標準的なルールを定めたものである。

全営業担当者は本規定を遵守し、顧客への迅速かつ正確な対応を行うこと。

第4章 新規顧客への価格提示および値引きルール

4.1 初回取引における値引き規定

新規顧客との初回取引における販売価格については、以下のルールを厳守すること。

基本値引き率：標準価格から一律5%以内とする。

適用条件：初回発注時のみ適用。事前の見積書に明記すること。

4.2 特別値引きの例外規定

以下の条件を満たす場合に限り、基本値引き率を超えた対応を認める。

長期契約の条件：年間保守契約または継続的な発注（1年以上）を前提とする場合は、最大12%までの値引きを可能とする。

承認フロー：5%を超える値引きを提示する際は、事前に営業本部長の承認を得ること。

必要書類：承認依頼および契約締結には、社内共有フォルダ内「書式」カテゴリにある

『書式03：特別値引き申請書兼承認書』を使用すること。

4.3 競合対策時の特例

競合他社との相見積もりにおいて、12%を超える大幅な値引きが必要な場合は、

代表取締役を含めた緊急会議にて決定する。